

No.	質疑	回答
1	別記 1、1、(1)、ウに掲げる「プレハブ小屋等」について、仮設建築物等として取扱う上での構造的な要件はあるか。	構造的な要件はない。
2	別記 1、1、(1)、オについて、その他これらに類するものの判断にあたって主管課と協議は必要か。	当面の間協議すること。
3	別記 1、3、(1)、ア、(ア)に規定する「仮設工事現場事務所等」とは、1、(1)、アからオに規定する「仮設建築物等」と同じものと解してよいか。	別記 1、1、(1)、アのみに該当するものであり、仮設工事現場事務所には建基法第 8 5 条第 2 項に定める下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物を含むものである。 本質疑回答の内容については、予防事務・審査検査基準（以下「審査検査基準」という。）を一部改定し、追記する。
4	別記 1、5、(1)について、避難安全検証法を適用している建築物の部分に仮設建築物等を設置する場合、避難安全検証上、仮設建築物等の設置が可能である場所か不明確な場合、改めて避難安全検証法が適用できるかどうか審査する必要があるか。	不明確な場合は、関係者（一級建築士等）に資料等を求めた上で影響の有無について判断すること。避難安全検証法に影響を与える場合は仮設建築物等の設置は認められない。
5	仮設建築物等について、仮設建築物等ごとに無窓階判定を実施するものでよいか(建基法第 2 条第 1 号の建築物として扱われない車両を除く)。	屋外に単独で仮設建築物等を設置する場合は無窓階判定を行うこと。 なお、屋内及び外部の気流が流通する場所等は、判定を要しない。
6	仮設工事現場事務所等以外の仮設建物で 3 か月を超えてしまう場合は常設と考え、消防法第 1 7 条の基準に基づいて消防用設備等を設置するという解釈でよいか。	お見込みのとおり。
7	既存防火対象物に既存防火対象物とは異なる用途の仮設建築物等を設置することにより、既存防火対象物の	様々な状況が想定されるため、具体的な事案が発生した場合には、令和 6 年 1 0 月 2 1 日 6 予予第 1 2 2 1 号予防部長

	消防法施行令（以下「政令」という。）別表用途の専有面積に変更が生じ、みなし従属等含む用途の判定、並びに既存防火対象物全体の消防用設備等の設置に変更が生じる場合について教示いただきたい（例えば、１１階建の１５項ビルが１６項イとなる場合等）。この場合に既存防火対象物に対する特例（例えば平成１８年１月２０日１７予第１１３０号予防部長依命通達、別記２、第２のような特例）はあるか。	通知、６、(3)に基づき主管課に協議されたい。
８	期間を限定して従前の用途と異なる使用をすることにより、消防用設備等の非常電源に自家発電設備等が求められることとなる場合、政令第３２条を適用し、従前の非常電源を用いることとしてよい。	お見込みのとおり。
９	別記２について (1) 別添え４、(１)の既存防火対象物に認められない開口部とは、換気口や防火設備を有する開口部も含まれるか。 (2) 別添え４、(１)及び(２)に基づき示された既存防火対象物との離隔距離は水平距離のみであり、プレハブ直上を含めた垂直距離は考慮されていないが、プレハブ直上から見た際の水平距離のみで判断すればよい。	(1) 含まれる。 (2) 差し支えない。 なお、一般的なプレハブ等については、耐火性能を有しておらず、実験の結果、相当程度燃焼することが確認されている。そのため、プレハブ等の直上に開口部を設けることができないことを念のため申し添える。
１０	車両の床面積はどのように求めるのか。また、連結している場合は１棟となるか。	前段、原則水平投影により算定するものとするが、車両の形状等により合理的に算定して差し支えない。
１１	本通知に基づき消防用設備等の設置を要しないとされた「屋外に設置した車両及び簡易的なテント等」は、政	お見込みのとおり。

	令別表防火対象物として取り扱わないことから、当該部分の延べ面積、収容人員等又は同一敷地内に存する既存防火対象物の状況にかかわらず、当該部分には消防法第8条、第36条、火災予防条例第55条の4、第55条の5等に基づく防火防災管理の規定も適用しないと解してよろしいか。	
1 2	別記1、第11-1表及び第11-2表において、「特例の対象となる消防用設備等」として屋内消火栓設備とスプリンクラー設備の特例基準を満たした場合は、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備についても特例で免除されることでよいか。	お見込みのとおり。 本質疑回答の内容については、審査検査基準を一部改定し、追記する。
1 3	泡消火設備が設置されている駐車場内に仮設建築物等を設置する場合、上部の既設泡消火設備のヘッドにより有効に警戒されていれば別記1、第11-1表、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（ヘッド）の特例を適用することが可能か。	お見込みのとおり。 なお、駐車場内に仮設建築物等を設置することが建基法又はその他法令で認められることを別途確認する必要があること。 本質疑回答の内容については、審査検査基準を一部改定し、追記する。
1 4	別記1、第11-1表から第11-2表において、「屋内消火栓設備で有効に警戒されている」とは、政令第11条第3項第1号イ及びロの基準（2号消火栓又は補助散水栓については、これに相当する基準）を満たすことを指すか。	お見込みのとおり。
1 5	別記1、第11-1表から第11-3表において、仮設建築物等を設置する部分が地階及び無窓階又は著しく煙が充満するおそれのある場所に該当している場合でも、特例の要件としてパッケージ型消火設備を設けることができるか。	お見込みのとおり。 パッケージ型消火設備は、仮設建築物等内部の消火手段の確保を目的としており、仮設建築物等を設置する部分が左記の場合であっても、仮設建築物等で発生した火災の延焼拡大のおそれが少ないこと及びパッケージ型消火設備を仮設建築

		物等の出入口の近傍に設置し、退路を確保すること等により一定の安全性が確保される場合に限り、特例の要件として設置を認めるものである。
16	別記1、第11-1表から第11-3表において、既存防火対象物の規模又は仮設建築物等の規模が「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第12号)」第3、1に定める規模以上であっても、特例の要件としてパッケージ型消火設備を設置することができるか。	お見込みのとおり。 パッケージ型消火設備は、仮設建築物等内部の消火手段の確保するために、特例の要件として設置するものである。
17	別記1、第11-1表から第11-3表において、「仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。」とあるが、パッケージ型消火設備Ⅱ型は特例要件として設置することができるか。	お見込みのとおり。 パッケージ型消火設備Ⅱ型を設置する場合、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下であり、水平距離15m以下の範囲内をホースの長さ20m以上、かつ、放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置すること。 本質疑回答の内容については、審査検査基準を一部改定し、追記する。
18	別記1、第11-1表から第11-3表において、仮設建築物等の形状によりパッケージ型消火設備が水平距離20mで包含できない場合、仮設建築物等の内部にパッケージ型消火設備を設置し、特例を適用することは認められるか。	認められない。 水平距離20mで包含できない状況において、パッケージ型消火設備を設置して特例を適用したい場合は、仮設建築物等の出入口を増設する等の措置を講じ、特例要件を満足する必要がある。 なお、当該特例は、仮設建築物等を設置する場所が、地階、無窓階又は著しく煙が充満するおそれのある場所でも適用することができるが、パッケージ型消火設備の使用上の安全性を考慮し、仮設建築物等の内部にパッケージ型消火設備を設置することを認めないこととしたもの

		である。
19	別記1、第11-1表において、「火を使用する設備」とは、電気を熱源とするものは含まれるか。 また、火を使用する器具は含まれるか。	審査検査基準第3章第1節第1「共通事項」、1、(1)、アに規定する火を使用する設備及びウに規定する火を使用する器具を想定しており、電気を熱源とする設備及び器具は含まないものである。 火を使用する器具が該当するものとして、審査検査基準を一部改定し、追記する。
20	屋外広場等で短期間イベントを実施する際、仮設の発電機(アグレコ等)を設置し、仮設建築物等へ電気を供給する場合があるが、仮設建築物等の消防用設備等(仮設の自動火災報知設備等)の常用電源としても認められるか。	仮設建築物等の特例要件として設置する消防用設備等については、当該設備の機能に影響がない場合に限り、常用電源として認めて支障ない。
21	別記1、第11-1表又は第11-2表において、仮設用の自動火災報知設備は、「自動火災報知設備の技術上の基準に適合するように設置すること。」とあるが、仮設建築物等を設置する場所が地階、無窓階及び11階以上等、消防法施行規則第23条第5項第6号に掲げる部分である場合、原則として煙感知器を設置しなければならないということか。	お見込みのとおり。
22	別記1、第11-1表及び第11-2表において、「仮設建築物等の内部及び外部直近には、煙を感知する連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器を有効に設置する」とは、仮設建築物の外壁等に直接設置しなければならないのか。	外部直近に設置する感知器は、既存防火対象物の天井面に設置するなど、仮設建築物等の内部で発生した火災を、仮設建築物の外部に有効に報知できる位置に設置することで支障ない。
23	別記1、第11-1表において、特例の対象となる消防用設備等が放送設備(スピーカー)の場合の特例要件	前段、後段お見込みのとおり。

	で、仮設建築物等の床面積が6㎡（居室以外は30㎡）以上、又は、既存スピーカーからの水平距離が8m以上の仮設建築物等の内部において、音圧が概ね65デシベル以上確保できない場合は、既存防火対象物に設置されたスピーカーを増設する必要があるか。 また、仮設建築物等の内部において音圧が概ね65デシベル以上確保できない場合でも、仮設建築物等の床面積が6㎡（居室以外は30㎡）以下であり、かつ、既存スピーカーからの水平距離が8m以内の場所にある場合は、スピーカーを増設する必要がないということか。	
24	別記1、第11-3表において、火災通報装置の代替えとする携帯電話は、119番通報が行えないものは除かれると解してよいか。	お見込みのとおり。
25	別記1、第11-3表において、近隣棟の電話子機（内線）は「携帯電話」として認めても良いか。	仮設建築物等に、近隣棟の電話子機を設置し、通常の電話として使用できる場合は、政令第23条第3項に規定する「消防機関へ常時通報することができる電話」として取り扱って支障ない。 また、仮設建築物等に前段のとおり設置した場合は、政令第23条第3項により火災通報装置の代替として固定電話が認められていない防火対象物についても、政令第32条の適用により、火災通報装置を設置しないことができることとする。
26	別記1、第11-3表において、非常警報器具は、非常警報設備と同様の特例を適用してよいか。	お見込みのとおり。 本質疑回答の内容については、審査検査基準を一部改定し、追記する。
27	別記1、第11-1表の誘導灯につ	お見込みのとおり。

	いて「必要な照度」とは踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が概ね1ルクス以上必要となる認識でよいか。	
--	---	--